

平成26年7月23日

報道関係者 各位

島原市市長公室

台風8号災害に係る災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体(1市1町の2自治体)に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

- (1)台風8号に係る災害 長野県南木曾町及び山形県南陽市に対し、各 10 万円
合計 20 万円

※各自治体の義援金取扱口座へ平成26年7月29日 送金



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：秘書人事課

秘書広報班

松崎

電話：0957-63-1111（内線 127）

E-mail：m-takahara@city.shimabara.lg.jp